

# 厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和5年3月15日（水曜日）

開 会	午前10時25分
休 憩	午前10時45分
再 開	午前11時31分
休 憩	午前11時53分
再 開	午後 2時02分
休 憩	午後 2時27分
再 開	午後 3時20分
閉 会	午後 3時42分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 8人

委員長	久 保 大 憲
副委員長	東 篤
委 員	柏 佳 枝
//	織 田 伸 一
//	吉 田 修
//	押 田 大 祐
//	高 道 秋 彦
//	成 田 光 雄

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	山本 貴俊
管理部次長	山元 幸彦
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

### 【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
部次長	鎌田 泰史
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	片山 正和
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	中島 志津子
保険年金課長	由水 正恵
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所次長	野村 学
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏
保健所地域健康課主幹（課長代理）	谷畑 龍平

## 【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（児童相談担当）	酒井 敦子
参事（こども保育課長）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	沢井 誠
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	原城 禄充

## 【市民生活部】

部長	大沢 一貴
理事（地域振興担当）	舟崎 文彦
部次長	越野 伸二
部次長（消費生活・男女共同参画・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	川越 直樹
参事（市民生活相談課長）	森川 知俊
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	平井 聖子
男女参画・市民協働課長	卜蔵 雄治
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	伊藤 宗司

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長

酒井 優

議事調査課主査

中村 千里

議事調査課主査

土方 智樹

## 7 会議の概要

- 委員長 厚生委員会を開きます。  
これより、病院事業局所管分に入ります。  
令和5年4月病院事業局組織の一部改正（案）  
について、  
当局の報告を求めます。
- 経営管理課長 〔委員会資料により説明〕
- 委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま  
せんか。
- 東委員 リハビリテーション部について、課長の御説  
明では、現在チームをつくって業務に当たっ  
ているので、第1係、第2係、第3係に分け  
るということなのですが、具体的には例えば  
病棟ごとでそれぞれ係が違うというイメージ  
なのでしょうか。
- 病院事業管理者 御存じのように、PT（理学療法士）、OT  
（作業療法士）、ST（言語聴覚士）と3職  
種ありまして、人数構成にちょっとばらつき  
があります。今までは職種ごとに組もうとす  
るとなかなかバランスが取れないところがあ  
りました。例えば脳卒中で倒れられた患者さ

んには、P T、O Tは当然リハビリに行きますけれども、S Tも行かなければいけないので、まずはその疾患単位でチームを組もうということで係制にしよう。病棟担当というものはもちろんありますけれども、そのような意味の編成ではございません。

東委員            いずれにしても、現状から見て、もっとスムーズに患者さんに向き合えるというか、接するというか、回復に向けてこうしたほうがいいということで改正されるのだと思いますので、また検証しながら、さらによくなるように頑張っていたきたいと思います。

委員長            ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。次に、病院事業局所管分で、ただいまの報告事項以外に何か質問はありませんか。

押田委員            先ほど厚生分科会で新型コロナウイルス感染拡大による患者減という話もありましたが、健康診断等を受けていただくと、かかる患者の増加にも結びつくと思います。また、市民

のため、病気の早期発見・早期治療にもつながると思いますけれども、富山市民病院では健康診断等の利用者増に向けた取組についてはどのようにお考えでしょうか。

病院事業管理者

健康診断につきましては、健康管理科がございまして、日帰りドックや一般の健診を広く受け付けております。

この中で、やはり急性期の病院である特徴を生かして、専門医が必ず診断に結びつけるということを一応アピールしています。

これまで内視鏡については、あまり民業を圧迫してはいけないということもございまして積極的に受入れをしておりませんでした。昨今、やはり内視鏡の需要が非常に増えているところがありまして、病院としては内視鏡をもっと積極的に受け入れていこうということで、健診の患者さんの増加とともに、そこから疾患を早く見つけて早期治療につなげるという病院のあるべき姿としてもそれがふさわしいかと思い、取り組もうとしております。

押田委員

専門医の診断はやっぱり心強いものがありますし、内視鏡の需要が増えていると。せっかくのいいものをどのように外側に向けていくのかが今後の課題になると思います。またよ

く告知できるように努力をしてください。お願いいたします。

吉田委員

今年2月に、病院事業局全体の収入未済額の資料を頂きました。令和4年度の現年度分で8,860万円余り、滞納繰越分を入れると約1億5,000万円の未収金があるということで、ちょっと多い気がしました。滞納繰越分を入れると収納率は85.11%という点で、その理由はいろいろあるのだろうと思います。4つの項目を書かれておりましたが、年度末の診療分で繰越しする—これは当然あるわけです。それと、支払い意思がないこともあると。3つ目に、支払いが困難—意思はあるけれども生活困窮のため支払いが困難だと。あるいは、健康保険料の未払いで、実態としては無保険で10割負担ということもあります。

支払いの意思がないというのはもってのほかだと思えるのですが、意思はあるけれども払えないという人たちに対する対応をどのようにされているのかお聞かせください。

医事課長

支払いが困難だという患者さんにつきましては、院内のケースワーカーと医事課職員が面談いたしまして、行政につないだり、無保険

の方ですと、無保険の状態を改善するように行政側の担当の保険年金課と連携して、その患者さんの負担が軽減されるように努めているところであります。

吉田委員

私も経験がありますけれども、そんなに簡単にはなかなかいかないと思います。

例えば生活保護につないだとか、短期保険証を出してもらったなどといった具体的な個々の成果というものは幾つかあるのでしょうか。

医事課長

今、全体の件数などは把握していませんけれども、例えば救急で運び込まれた方に大きな手術などをして、その方が保険証を持っていないことがあります。その100%負担の医療費が未収金のうち結構大きな割合になってきているので、注意していることとして、そういった方に寄り添って対応しているところで、最初の段階で家族や身寄りの方、周りの方にお話を聞くようにしています。

吉田委員

御存じのとおり、無料低額診療事業というものがございまして、富山市民病院は対象にならないのかと思ってよく調べますと、全患者数の約1割が生活保護もしくは無料低額診療の対象になるという規模でない対象になら

ないと。

富山県では、済生会富山病院、済生会高岡病院は無料低額診療を行っています。済生会富山病院の場合、調べますと、生活保護基準の1.5倍以内の収入しかない方は無料定額診療一要するに、窓口負担を無料にすると。年間133件あるそうです。済生会高岡病院はもっとたくさん積極的に行っているそうです。あとは、富山協立病院や千石町にあります富山診療所も、数はそこまで多くないけれども、生活保護基準の1.2倍の収入などという基準で行っているのです。残念ながら富山市民病院は対象にならないのですけれども、やっぱり最も困難な人一困った患者ではなくて困っている患者という立場で、ぜひ丁寧な対応をしていただきたいと思います。これは要望でございます。

委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようでしたら、ここで委員会条例第44条により、私から委員として発言を行いたいと思いますので、一旦、副委員長と交代いたします。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長      それでは、委員長に代わって、しばらく委員長の任務を行います。

久保委員      厚生委員を1年務めてまいりまして、最後の常任委員会ということで、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、昨今、後発薬の供給が大変不足しているという話をよく耳にしています。富山市民病院の診療において、この後発薬の不足は具体的に何か影響を受けているものですか。

富山市民病院長      御存じのように、富山県の日医工株式会社を発端としまして、かなり多くの薬剤が生産中止という事態に陥っております。

各会社は、ラインが決まっていますので、いつも大体の生産量を決めています。ですから、ほかの会社が作らなくなったからといってすぐ作れるのかというと、そのようなことができないので、不足する部分がかかり出てきているのが実情です。当院の薬剤部と卸の会社でいつも相談、連絡をしながら、足りなくなるとすぐに探して調達するということが日々行っているような状況が続いているのが実際です。

これがいつまで続くのかまだ見通せないというところが1つの問題になっています。

久保委員 今のお話だと、具体的にもう診療が非常に困難になっているというところまではいっていないのですか。ぎりぎりですか。

富山市民病院長 一部の薬ではやはり供給停止になっているものがありまして、先日もそのような薬があったのですが、数日前にまた生産できるようになりました。

アセトアミノフェンという薬は御存じかと思うのですが、新型コロナウイルス感染症で発熱患者がかなり多く出たので、使用量がすごく増えたために足りなくなったというような状況で起こります。よく似た薬が足りなくなることがあって、全てではないのですが、供給できない、一時出荷停止ということはやっぱりあります。

久保委員 そうすると、市場原理では供給よりも需要が上回ると価格が上がるということがよくあるのですが、この後発薬というものは価格は変動するものなのではないでしょうか。

富山市民病院長 御存じのように、値段がもともと安くなって

いますので、基本的にはその価格で仕入れていただいています。これは卸との契約などにもなるのですけれども、基本的にはその値段で仕入れていくと思っております。

病院事業管理者

すみません、追加させていただきます。

御存じのように、薬価が定められていまして、薬価そのものはそのときの状況に応じて変わるものではありません。

我々ができる努力としては、購入価格で値引き交渉をするしかないのですが、今、富山市民病院長が申しましたように、もともと薬価そのものが低いところでそこから値引きをしてもらったとしても、あまり軽減はできないところです。

メーカーで薬価が上げられるのかというところというものではありませんので、その需要に応じて薬価そのものが変動する構造にはないとお考えいただければと思います。

久保委員

もう1つ伺います。今、マイナンバーカードと保険証を一体化していくという話もありますが、今後、マイナンバーカードの普及が病院の経営もしくは診療の質の向上にどのような影響を与えるとお考えかお聞かせください。

病院事業管理者 病院のレベルではない話になるのですが、やはりマイナンバーカードでひもづけすることによって、電子カルテから発生してくるような医療情報や処方箋のオンライン化などで出てくるビッグデータをきちんと管理できるようになるということが、今後、医療の効率を上げていくため、あるいは新しい医療の開発のために恐らくすごく影響がある事業ではないかと思っています。

一時期は医療系のマイナンバーのようなことも言われていたのですが、現在、国ではマイナンバーに全て統一して、そこから医療系のIDにひもづけるやり方をしていくと聞いておりますので、このマイナンバーカードをしっかりと使っていくことは、医療界にとっては非常に大きな出来事ではないかと感じております。

久保委員 最後に、新型コロナウイルスの感染拡大が始まって、コロナ病床を確保する中で、私の記憶が確かならば、緩和ケアの受入れをしばしやめておられたのではないかと。今後の緩和ケアに関してはどのように考えておられるのかお聞きします。

病院事業管理者 一応説明させていただきますと、現在、新型

コロナウイルス感染症の専用病床として使っております病棟の1つが緩和ケア病棟になります。17床ございましたが、この3年間、それを全て新型コロナウイルス感染症専用としておりました。

緩和ケアを一般病棟で診たり、あるいは在宅の先生と協力して診たりして緩和医療は提供してきておりましたが、緩和ケアの専門医からすると、やはり専用の病棟での入院医療の提供が非常に価値のあることだということで、残念ながら、緩和ケアの専門医がほかの病院に移るといった事態が起こっております。

したがって、緩和ケア病棟を再開しようと思えば制度的にはできますが、質の高い入院の緩和ケアを提供するためにはやはり専門医の確保が欠かせないものと思っています。そのためにまずは病棟の環境を整えることが先かと思っております。当面、一般病棟として稼働させますが、緩和ケアの体制を整えた上で、緩和ケアの専門医を確保して再開することになるかと思っています。

ただし、緩和ケアチームそのものは活動しておりますし、外来では緩和ケアの専門医にも来てもらっておりますので、そのような意味での緩和ケアは今後も提供していけると思っております。

久保委員 緩和ケアは市民にとっても非常に一実は私の祖母も富山市民病院の緩和ケアで最後までみていただきまして、やはり本当に必要な機能だと思っておりますので、また人員体制の充実も図って、一日も早く元の緩和ケアが提供できるように心から願っております。最後に要望ですけれども、議案説明資料の中に令和4年、令和5年の数字の対比があったのですが、それだけを見ると、実績値なのか見込みの数字なのか、それとも当初の見込みだったのか、少し分かりにくいところがありました。その表記をしていただけると私たちも審査しやすいのではないかと思いますので、その点はまた改善いただければと思います。私からは以上です。

副委員長 それでは、これで私の委員長としての職務は終了しましたので、委員長と代わります。

〔副委員長と委員長の交代〕

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。暫時休憩いたします。

午前 10 時 45 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 31 分 再開

委員長

厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第 28 号 富山市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 29 号 富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 30 号 富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 31 号 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 32 号 富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 33 号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、

以上 6 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉政策課長 〔議案第28号について、  
議案第29号について、  
議案書により説明〕

生活支援課長 〔議案第30号について、  
議案概要書により説明〕

障害福祉課長 〔議案第31号について、  
議案概要書により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第32号について、  
議案概要書により説明〕

保険年金課長 〔議案第33号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、順に質疑に入ります。  
議案第28号 富山市社会福祉審議会条例の  
一部を改正する条例制定の件について質疑の  
ある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案第29号 富山市保健福祉センター条例  
の一部を改正する条例制定の件について質疑  
のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案第30号 富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案第31号 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件について質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案第32号 富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件について質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案第33号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件について質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第28号から議案第33号まで、以上6件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第28号から議案第33号まで、以上6件を一括して採決いたします。  
各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、福祉保健部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

吉田委員 国民健康保険について、全国的には都道府県



バスに週に1回行っていると。そのときに、昼食代450円を納めなければいけないと。お風呂代を入れると1,000円を超えると。ありがたいのだけれども、生活保護を受給していて、独り暮らしで、生活扶助は6万円台なので、食事代は2万円台に抑えないと生活していけないと。おいしくていいのだけれども、450円は負担が重くて、介護度の進行を止める役割は果たしているのだけれども、介護度が少し上がって週2回などとなるとすごく負担になるので、何とかならないのかという相談を受けているのです。

生活困窮者の支援をされている反貧困ネットの役員の方からも、この負担が高齢で生活保護を受けている人のデイサービスや介護サービスの利用の妨げになっているので、市独自で何か手配してくれないか、すべきではないかと言われていています。理屈としては生活扶助の中に食事代が入っていますし、お風呂代も光熱水費で入っているので、その分を負担してもらおうというのは分かるのですけれども、何か検討できませんか。

生活支援課長 市独自で何かするとすれば、その分を一般財源の持ち出しで行う形になるかと思えます。実際、生活保護者は生活保護法にのっとって

もう救済されている形になっております。それにさらに追加で上乘せすることは、少なくとも生活保護サイドからすればなかなか難しいのかなと考えます。

吉田委員 全額は無理だとしても、市単独で、どのような形で可能なのか検討する—その人に聞いたら、実際は昼食などはカップラーメンぐらいで、大体100円代で済ませていると。ありがたいのだけれども負担が大きいと。何らかの方法がないのかということは、少し研究課題にさせていただけたらうれしいと思います。

委員長 要望ということによろしいですか。

吉田委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

~~~~~

午後 2 時 02 分 再開

委員長 厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長 議案第34号 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第35号 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第36号 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第37号 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第38号 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第39号 富山市幼保連携型認定こども

園以外の認定こども園の認定の要件を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第49号 財産の無償譲渡の件、  
以上7件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案第34号について、  
議案概要書により説明〕

こども保育課長 〔議案第35号について、  
議案第36号について、  
議案第37号について、  
議案第38号について、  
議案第39号について、  
議案第49号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
まず、議案第34号から議案第39号までの  
条例制定の件に関連して質疑のある方はいら  
っしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 続いて、議案第49号 財産の無償譲渡の件  
について質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第34号から議案第39号まで及び議案第49号、以上7件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第34号から議案第39号まで及び議案第49号、以上7件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、こども家庭部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

押田委員

最近、私の住んでいるところの近くでも子ども食堂が頻繁に開かれるようになりまして、理解が進んで協力されるところもあると思うのですけれども、今日の厚生分科会で出ました新規事業で、例えばひとり親家庭スマート学習支援事業やひとり親オンライン面談・手続事業などで一養育費関連手続き等サポート事業まではちょっと難しいかもしれませんがけれども一実は子ども食堂の運営をしておられる方は、そういった地域事情や家庭環境に普通の人よりちょっと詳しいということがあると思うのです。そのようなところを有効に活用していく考えはないでしょうか。

こども福祉課長

子ども食堂は、地域で食堂を開設して、子どもから高齢者まで誰もが参加できる地域交流や多世代交流の場として地域コミュニティの活性化につなげることを目的としているところです。

今回の独り親家庭等の高校生への学習支援につきましては、進学や高校中退などの防止を目的とした学習を中心としたものになります。独り親家庭等に対するアンケートの結果でも実施の要望の声がありまして、今回、市を挙げて考えたものであるため、子ども食堂との連携については今のところ考えておりません。

押田委員

ここで行うということではなくて、告知の部分で子ども食堂を活用してはどうかと聞いたつもりなのです。子ども食堂の運営をしておられる方の中には非常に詳しい方もおられますので、このような事業がありますという告知に利用されてはどうかと聞いたつもりなので、もう一度お願いします。

こども家庭部次長

富山市の子ども食堂の実態を申し上げますと、県のホームページによれば富山市内には現在15か所ございまして、その開催日は不定期や毎月1回などで、時間もごく限られています。また、対象が高齢者から子どもたちまでと幅広い中で独り親家庭の方に渡してもらうということは、個人情報の問題や差別などにつながるのではという思いもありますが、どのような形で周知すれば一番いいのかということはまだ検討していきたいと思えます。

先ほどの厚生分科会で担当課長が説明申し上げましたとおり、対象の独り親家庭の高校3年生にはダイレクトに案内しますので、そのような面では情報が直接届けられるのではないかと考えております。

ただ、地域の中で子どもを育て支援していただくということは大変大事な志でございますので、子育て支援という広い面では、子ど

も食堂での情報発信もこれからまた考えていく必要があるのかなと思っています。

また、市民生活部では子ども食堂を支援する新たな取組があるということなので、このような活動が活発になってくれば、いろいろな形態、地域性もまた出てくると思います。そのような中においてしっかりと状況を見ながら、何か連携できないのかという視点で検討してまいりたいと思います。

吉田委員

議案の審査と無関係ではないのですが、地域児童健全育成事業一子ども会の開設時間、開設日数等々について、特に旧富山市内では午後5時で終わったり、夏休みや土曜日に開設されていなかったりと、富山市内の中でも旧富山市内が遅れているということを私は2年前の本会議でも指摘したのです。去年も聞いたのですが、国の補助基準をクリアした施設は令和4年度中に増えたのか、変わらないのか聞かせてください。

こども支援課長

地域児童健全育成事業における国の補助対象につきましては、令和5年度においても23校区を見込んでいますので、横ばいといえますか……

（「23校区がクリアしているということですか」と発言する者あり）

こども支援課長 23校区が国庫補助対象になります。

吉田委員 この1年でどれくらい増えたのですか。

こども支援課長 横ばいでございます。

吉田委員 そうですか。

これは2年ほど一私は議員になってちょうど2年になるのだけれども一本当に努力はされているのだと思うのですが、増えないのです。やっぱりこれを何とか打開すると。

この間も広田地区に住む中学生と小学生の2人の子どもがいる親から連絡が入りまして、子ども会の抽せんに落ちたと。たまたま隣の地区の社会福祉法人のところに行けたのでよかったけれども、本当にびっくりしたと。そういう点では、やっぱり抜本的強化が一努力はされていると思うけれども、2年間でも目覚ましい成果が上がっていないことは残念だと申し上げたいし、努力してほしいと。

あと1つ、指導員の成り手不足という問題がやっぱり悩みの種だと思うのですけれども、この10月から最低賃金が上がって、今、指

導員の待遇はどれぐらいの時給になっているのでしょうか。

こども支援課長 指導員の委託料の積算根拠を示している金額につきましては、1時間当たり950円になっております。

吉田委員 去年からどれだけ上がったのですか。

こども支援課長 昨年度引き上げたものですから、令和4年度と令和5年度につきましては同額になっております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ここで委員会条例第44条により、私から委員としての発言を行いたいと思いますので、一旦、副委員長と交代します。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長 それでは、委員長に代わって、しばらく委員長の職務を行います。

久保委員

今、議会で国に対して意見書を提出することについて検討しております。その中で、3歳未満児の保育施設利用料完全無償化の実現を国に求めたいと考えているのですが、先日の一般質問において、当局からは、子育て家庭の経済的負担軽減にはつながるけれども、多大な財政負担が生じること、それに加えて、3歳未満児の保育需要拡大に伴い、現在の保育士不足に拍車をかけるのではないかということで、市としては、独自に新たな保育料の軽減策を実施することは考えていないという御答弁がありました。

ここで確認ですけれども、この意見書の中で、まず国がしっかりと財政措置をすること、さらに、保育士不足解消に向けてしっかりとした方向性を導き出して対応するというのであれば、この無償化に対して市としてどのように一それでもやっぱり反対なのか、そうであるならば実施も十分検討に値すると思われるのか、見解をお伺いしたいと思います。

こども家庭部長

今、それについて賛成ですと私からお答えすることはできませんけれども、市民のニーズや子育て支援という観点からすれば、課題が解決されるということであれば実施する可能性はあるとは感じております。

久保委員

そうであるなら、やはり部長が言われるように、ただ財源が落ちてきても課題が残った状態では実施できないということだと思いますので、今、市が懸念だと思っている保育士不足に対してもセットで取り組めるような形でしっかりと国に要望できればと思います。

あと、今、予算関係でも様々御説明いただきましたけれども、地域児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業など、担い手や法人の関与が本当に目まぐるしく大きく変わってきています。それ以外にも、同じ部の中で虐待の事案や貧困の事案など、子どもを取り巻く様々な環境について注目が集まって、岸田総理もしっかりとそれに対応していくという方針を出されています。

こども家庭庁もできるものですから、ここから先、加速度的に国から様々な政策が下りてくるのではなかろうかと思います。

まず部長にお伺いしたいのですが、今後、こども家庭部として、市民のニーズもさることながら、国の動向を常に注視して、市がほかの自治体に乗り遅れないようにしっかりと子ども施策を実施していただきたいと思うのですが、部長の思いをお伺いしたいと思います。

こども家庭部長 皆様も御存じのとおり、マスコミ報道や国などがかなり子ども支援策を一今月中にも予算とセットで一部公表されると思いますけれども一これまでも議会答弁で申し上げてきましたが、国の施策に呼応して、まず今は妊産婦の子育て支援事業をこの3月1日からもう始めております。

また、保育所につきましても、昨年、不適切な保育の事案も発生しておりますし、日々、保育の現場からの意見を聞いておりますと、環境改善、処遇改善が非常に必要だと思っております。

過去からですけれども、こちらも機会を捉えて国に要望し続けており、今後も要望していきたいと思っております。

来年度、こども家庭庁ができるということなので、組織改正としまして、障害児童に関する部分を担当する係をこども健康課に新設いたします。障害のある子どもの対応につきましては、障害福祉課から事務を移してこちらで担当していくということで、組織を拡大することにしております。これまでどおりですけれども、今後とも、職員が一丸となって子ども・子育て支援について全力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

久保委員

最後は要望ですけれども、先ほど押田委員から、独り親家庭や貧困などを支援する中で、子ども食堂との連携、相乗効果が図れないのかという提案もありました。皆さんが、家庭に関すること、子どもに関することの様々な情報を持っておられると思います。その相乗効果がしっかりと発揮できるように、縦割りにならずに、課を超えて、部の中でしっかりと議論しながら、一人でも多くの子どもたちがこの富山市で希望を持って生活できるように今後も検討していただきたいと思います。

先ほどの部長の答弁でその思いは十分伝わりましたので、こども家庭部におかれては、そのような環境づくりを今後ともしっかりと進めていただきたいと思います。これは要望です。

私からは以上です。

副委員長

それでは、これで私の委員長としての任務は終了しましたので、委員長と代わります。

〔副委員長と委員長の交代〕

委員長

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

~~~~~

午後 3時20分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第40号 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第41号 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

市民課長 〔議案第40号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第41号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
                    質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって議案の質疑  
                    を終結いたします。  
                    これより、議案第40号、議案第41号、以  
                    上2件を一括して討論に入ります。  
                    討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
                    これより、議案第40号、議案第41号、以  
                    上2件を一括して採決いたします。  
                    各案件は、原案のとおり決することに御異議  
                    ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           御異議なしと認めます。  
                    よって、各案件は原案可決されました。  
                    以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終  
                    了いたします。  
                    次に、

公共施設等総合管理計画等に位置付けないスポーツ施設再編の今後の方向性について、  
当局の報告を求めます。

スポーツ健康課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告事項以外に何か質問はありませんか。

高道委員 私からは学校開放運営委員会について質問させていただきたいと思います。  
先月の議会運営委員会で協議させていただきましたけれども、令和5年分陳情第1号 学校開放運営委員会からグラウンドの使用中止通知撤回に関する陳情の取扱いについては、学校開放運営委員会が行う利用の可否の決定については市から撤回の要請を行うことはできないため、所管委員会での審査になじまないと決定いたしました。  
そこで、改めて、学校開放運営委員会とはど

のような組織なのか教えていただきたいと思います。

スポーツ健康課長 本市の学校開放事業における各運営委員会につきましては、スポーツ基本法等に基づいて、市が地域住民のスポーツ利用を認めている学校体育施設を利用するために地域住民の方々に自主的に組織し、設立している任意組織であります。

なお、この組織に対して市は、その活動が地域でのスポーツ振興や地域コミュニティの醸成に寄与することから、その活動に対して補助金を交付している形になっております。

高道委員 議会運営委員会では、委員の方からこの事案についての意見があり、今後、人口減少や学校再編によってスポーツの場が減っていくことも考えられるということで、市と学校開放運営委員会との関係性について検討すべきではないかということ、それから、ほとんどの意見が学校開放運営委員会の在り方についてなのですけれども、市には学校開放運営委員会に対し仲裁や指導をする権限がないことについて、やっぱり確認すべきではないかと。そして、学校開放運営委員会がどこまでの権限を持つのか、市としてどこまでの責任を持

つのか、今後どのようなルールをつくっていくべきなのかという姿勢を示すべきではないかという意見や、また、学校開放運営委員会の要綱などについて、今後に向けた見直しが必要であればしっかりと議論すべきだということ、それから、学校開放運営委員会は申請に基づいて貸与してきた経緯があるため、一方的に使用を中止したことはいかなものかと思うと。今後、地元以外の利用者が増え、また、競技人口が減るスポーツなどもあり、1つの校区だけではスポーツが行えなくなる状況になっていると思うので、また検討し直す必要があるのではないかという意見もありました。

そこで、改めての質問ですけれども、学校開放運営委員会の在り方について、今、このような事案を受けて、今後どのような考え方で進めていくのか教えていただきたいと思います。

スポーツ健康課長 市では、運営委員会の構成委員や利用調整、住民への事業周知、開放時間などを定めた要領を作成して、それを基本としまして各地域の事情などを考慮して運営いただくこととしておりまして、各地域の事情を反映させた運営が可能となるよう、要領には最低限のルー

ルを定めるにとどめております。

これまでは、こうした事業運営体制で一定程度スムーズな運営が行われてきたものと考えてはおります。

その中で、今回陳情という形で問題を提起されました。かつ、今ほどのお話にもありましたように、議員からも御意見をいただいております。そのようなこともありますので、今後、運営委員会や利用者の意見などを聞いて、要領の改正だけでなく、学校開放事業の運営体制や在り方についても、どうあるべきか改めて検討していきたいと考えております。

高道委員

今ほど言われましたように、これからは利用する人も含めて、やっぱり皆さんの意見をしっかりと集約して取りまとめていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市民生活部長

これも非常に難しい問題だということは皆さんも御承知のとおりだと思います。各地域によって環境が全く違いますし、利用頻度も違います。利用される方の年代も違います。そのような中で、あまりにも市で一律に決めると、今度は逆に今まで使えた人が使えなくなってしまうと。地域の人が、何で今まで使え

たのに使えなくなるのだということになって  
しまいがちなのです。

ただ一方で、今、広くインターネットなどを  
利用できる時代になりましたので、募集して  
みんなで一緒に楽しもうといったクラブも当  
然出てくるだろうと思います。実際にもう出  
てきています。

それを一切阻害するのか、ある意味、空いて  
いるから使っていいのか、そこら辺も含めて、  
様々な意見はあると思うのです。一概には決  
めにくいと思いますけれども、一応皆様の御  
意見は一度お伺いしたいと思いますので、し  
ばしお時間はかかるかもしれませんが、何と  
ぞよろしくお願いいたします。

委員長           ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ここで委員会条例第44条により、私から委  
員としての発言を行いたいと思いますので、  
一旦、副委員長と交代します。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長       それでは、委員長に代わって、しばらく委員

長の職務を行います。

久保委員

今ほどの話ですけれども、今、部長の考えもお伺いしました。最低限のルールを定めておいて、地域ごとにかなり柔軟に運用できるようにしておくことは大事なことだと思うのです。

一方で、私たちの目線から見たときに、議会にまで陳情として上がってくるほどその関係がこじれていることに関しては、大変危惧しております。

本来なら、任意団体で補助金も出していて、信頼関係の中で運営している中で、各地域の皆さんがその地域のために一生懸命動いておられると思うのです。例えばこのようなトラブルに見舞われたときに、やはり市の関与が一全く地域任せだから私たちは触りませんという話になってくると、これが議会に上がってくるなど、そのやり場がなくなって、地域の方も大変疲弊してしまうのではないかと、いうところを大変危惧しているわけです。

ルールは最低限で、地域の皆さんがしっかりと運用しておられると。その中でトラブルが発生した場合は、全てルールで縛るのではなくて、市としても運営委員会や問題だと思っておられる団体としっかりコミュニケーション

ンを取りながら、あまり大きな問題に発展しないようにきめ細かく対応していただきたいと思いますが、部長の見解をお伺いします。

市民生活部長

おっしゃるとおりなのですけれども、やはり市とすれば、先ほども申し上げたように、これまではあえて一定の距離を取っていたのです。今、御意見を言われましてけれども、市がどこまで介入するのかということは非常に難しい問題です。ただし、おっしゃったとおり、事案にもよると思うのですけれども、やはり意見といいますか、話し合いを持つ場を提供することは必要だと思えます。

ただ、今回の事案については、もう既にそういったことにも応じられない状態になっていたので、ある意味、ちょっと遅かったのかなという気はします。ですから、我々としては、そのようなトラブルは聞かせてほしいということはまずできると思えます。まずそこからかなとは思っています。

久保委員

私は議員になってから一森前市長がよく言われていたことが、やはりその権限や契約、責務などというものは明確にしておかないといけないと。一方で、これが明確でないことで、柔軟にできることもあると思うのです。市民

生活部長の言われることも大変よく分かりますし、ルールや権限を全てきれいに精査することで今後の運用にしづらさが出てくることもあると思いますが、私はそれを求めるわけではないのです。

今、部長がおっしゃったように、皆さんには市民生活部という看板がついているわけですから、アンテナを高く張って、地域の困り事については、例えば地区センターなどいろいろなところから皆さんのところに市民からのサインが上がってくると思います。そういったところにしっかりと目を向けてケアをしていただければ、より市民の満足度も向上し、幸せ日本一にも近づくとと思いますので、今後ともそういった思いを忘れずに取り組んでいただきたいと思います。

私からは以上です。

副委員長

それでは、これで私の委員長としての職務は終了しましたので、委員長と代わります。

〔副委員長と委員長の交代〕

委員長

ほかに御質問はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了  
いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されま  
した全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一  
任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和5年3月定例会の厚生委  
員会を閉会いたします。

令和5年3月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 久保大憲

副委員長 東 篤

署名委員 吉田 修

署名委員 押田大祐